



3大健支第638号

令和3年 9月7日

小郡三井医師会

会長 島田 昇二郎 殿

大刀洗町長 中山 哲志

大刀洗町予防接種健康被害調査委員会委員の推薦について（依頼）

当町の保健事業においては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記委員会の設置にあたり、大刀洗町予防接種健康被害調査委員会条例に基づき、小郡三井医師会の代表者1名、推薦する医師1名について、ご推薦いただきますようお願い申し上げます。

お忙しいところ恐縮ですが、下記により推薦状、承諾書をご送付いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 提出書類

- ・推薦状
- ・承諾書

2 提出期限

令和3年9月24日（金）

3 参考資料

- ・大刀洗町予防接種健康被害調査委員会条例
- ・大刀洗町予防接種健康被害調査委員会名簿（平成19年～平成20年度）
- ・業務調書

問合せ先

大刀洗町健康課健康支援係

住所：大刀洗町大字富多 819

TEL：0942-77-1377

FAX：0942-77-3063

業 務 調 書

項 目	内 容
業務職名	大刀洗町予防接種健康被害調査委員
業務職条件	小郡三井医師会の代表者
勤務先（実施場所）	三井郡大刀洗町大字富多 819 大刀洗町役場
所在地	三井郡大刀洗町大字富多 819
業務内容	予防接種による健康被害に関する調査
業務期間	委嘱の日から 2 年
日額報酬	3,000 円 (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)
勤務時間	大刀洗町が指定する日時

業 務 調 書

項 目	内 容
業務職名	大刀洗町予防接種健康被害調査委員
業務職条件	地区医師会の推薦する医師
勤務先（実施場所）	三井郡大刀洗町大字富多 819 大刀洗町役場
所在地	三井郡大刀洗町大字富多 819
業務内容	予防接種による健康被害に関する調査
業務期間	委嘱の日から 2 年
日額報酬	3,000 円 (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)
勤務時間	大刀洗町が指定する日時

推 薦 状

大刀洗町予防接種健康被害調査委員会委員として、下記の者を推薦する。

令和 年 月 日

推薦者

団体名

職 名

氏 名

印

記

職 名

ふりがな
氏 名

大刀洗町長

中山 哲志 様

承 諾 書

大刀洗町予防接種健康被害調査委員会委員に就任することを承諾
します。

令和 年 月 日

団体名

職 名

氏 名

印

大刀洗町長

中山 哲志 様

大刀洗町予防接種健康被害調査委員会委員名簿

(平成 19 年 11 月 9 日)

選出組織	氏名	所属	住所
副町長	重石 亮	大刀洗町役場	三井郡大刀洗町大字富多 8 1 9
小郡三井医師会 の代表者	丸山 泉	丸山病院	小郡市山隈 2 7 3 - 1 1
久留米保健福祉 環境事務所長	平野 彰一	久留米保健福祉 環境事務所	久留米市合川町 1 6 4 2 - 1
小郡三井医師会 の推薦する医師	白石 恒明	白石病院	三井郡大刀洗町栄田 1 9 7 2
県知事の推薦す る医師	津村 直幹	久留米大学病院	久留米市旭町 6 7

○大刀洗町予防接種健康被害調査委員会条例

(昭和 53 年 3 月 16 日条例第 3 号)

改正 平成 19 年 3 月 12 日条例第 11 号 平成 19 年 11 月 15 日条例第 26 号

平成 23 年 6 月 24 日条例第 13 号 令和 2 年 6 月 23 日条例第 16 号

(設置)

第 1 条 予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、大刀洗町予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、予防接種による健康被害が発生した場合は、大刀洗町長の指示により当該健康被害について医学的な見地から必要な調査及び助言等を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 大刀洗町副町長
- (2) 小郡三井医師会の代表者
- (3) 北筑後保健福祉環境事務所の保健監
- (4) 地区医師会の推薦する医師 1 人
- (5) 県知事の推薦する医師 1 人

3 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。なお、前項第 5 号に定める委員については、必要の都度委嘱するものとし、当該事項の調査が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の決定は、出席委員全員の合意による。

4 委員会の議事は、議事録として記録しておかなければならない。

(報告)

第 6 条 会長は、調査の結果を速やかに町長に報告しなければならない。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月12日条例第11号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月15日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年6月24日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年6月23日条例第16号)

この条例は、令和2年7月1日から施行する。